

第3次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画（案）に対するご意見と県の考え方

県民文化部くらし安全・消費生活課

○意見募集期間 令和5年2月3日(金)～3月5日(日)まで

○意見の総数 8件

No	該当箇所		意見の要旨	県の考え方
	章	項目等		
1	第3章 基本理念等		消費者教育推進法で定義されている「消費者市民社会」は、消費者自身が持続可能な社会の形成に積極的に参加することを求めている。まずは基本理念の中で「消費者市民社会」について記載する必要があるのではないかと。その上で、消費者被害に限らず、消費者自身が“選ぶ側の責任”を自覚できるような啓発活動を進めていくことが重要。	持続可能な社会の実現には消費側である消費者による取組だけでなく生産側である事業者による取組も必要と考え、基本理念では両者を包含した『県民と事業者が持続可能な未来に向けて消費・生産活動に取り組む』ことを掲げており、「消費者市民社会」の趣旨を反映しているものと考えます。 なお、4ページ「(5) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた機運の高まり」においても言及しています。
2	第4章 施策の展開	基本方針1 安全・安心な消費環境の整備 (12ページ)	食品に関する日本の基準は決して安全ではない。政府の基準を満たしているだけではなく、国際的な規格や基本的な知識など情報リテラシーが求められる。政府の情報が信頼できないので、市民団体、特に国際NGOからの情報が重要。金融関係では、政府は十分な知識や危険性を知らせずに投資を奨励している。書籍やウェブサイトから知識を得ると共に、それを評価する能力が必要。	消費者が自ら自主的かつ合理的に考え、行動できる「自立した消費者」となることを目指して消費者教育や啓発に取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の事業の企画立案・実施において参考とさせていただきます。
3	第4章 施策の展開	1 県消費生活センターの機能強化 (14～15ページ)	県消費生活センターの集約は、市町村が設置する消費生活センターに影響が及ぶことも懸念され、施策の方向性において、県消費生活センターの集約に伴う現行の県各センターのあり方を明記されたい。	本計画（案）においては、14～15ページに記載のとおり、市町村消費生活センターや相談窓口が円滑に運営できるよう、市町村消費者行政推進支援員の増員など一層の支援強化を図ってまいります。なお、県消費生活センターの具体的な集約の方法については今後検討してまいります。
4	第4章 施策の展開	1 県消費生活センターの機能強化 (14～15ページ)	現在、東信消費生活センターに事務局を置く東信地区消費者の会連絡会により、管内消費者の会の学びの機会や、他自治体の消費者の会との意見交換の場など提供されており、県消費生活センターの集約でこのような貴重な機会が失われてしまわないか危惧。県消費生活センターの集約に伴う消費者の会連絡会事務局のあり方も明記されたい。	16ページ「3 関係団体等との連携強化」に記載のとおり、引き続き消費者団体等に対する支援に取り組んでまいります。県消費生活センター集約後における消費者の会連絡会事務局の具体的な体制等については今後検討してまいります。
5	第4章 施策の展開	2 市町村相談体制への支援強化 (16ページ)	県消費生活センターは、現状、広域的な役割を担っており、消費生活センターの単独設置が困難な町村に対しては、県の現行の各消費生活センター存続と、体制の充実による町村への支援が必要。とりわけ、福祉部門との連携強化に向けては、広域連携ではなく県によるイニシアティブが必要。	本計画（案）においては、14～15ページに記載のとおり、市町村消費生活センターや相談窓口が円滑に運営できるよう、市町村消費者行政推進支援員の増員など一層の支援強化を図ってまいります。 また、16ページ「市町村相談体制への支援強化」に記載のとおり、県内の市町村相談窓口と市町村福祉担当部門等が協働する高齢者等見守りネットワーク内の連携を促進してまいります。
6	第4章 施策の展開	(1)学校における消費者教育の推進 (2)地域における消費者教育の推進 (17ページ)	消費者教育アドバイザーを新たに配置すると記載されており、現在、消費者教育・啓発の推進に当たって消費生活相談員、消費生活サポーター等があり、体制が複雑化しているように見える。誰もが理解できるよう明確な役割を提示し、連携を図り、消費者の自立支援の推進に取り組むことを希望する。	いただいたご意見は消費者教育・啓発を進める上で重要な視点であると考えますので、15ページ「(4)消費者教育・啓発活動の充実」に追記しました。各者の連携を図り、消費者教育の推進に取り組んでまいります。
7	第4章 施策の展開	(4)消費者教育・啓発の担い手の育成や活動支援 (18ページ)	消費生活サポーターの育成を掲げているが、消費生活サポーターは特殊詐欺被害の撲滅に特化して活動しているように見受けられる。消費者大学では、特殊詐欺被害やエシカル消費等、重点としたものに特化することなく、多岐に渡る消費者問題に目を向けられるような啓発に繋がることを希望する。 加えて、市町村との情報連携をスムーズに実施し、地域における消費者教育・啓発の担い手として、活躍できる場を具体的に設けることを希望する。	消費生活サポーターの皆様には、電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害防止の取組以外にも、悪質商法等の被害防止やエシカル消費に関する啓発活動等に取り組んでいただいています。また、消費者大学は、消費生活に関わる基礎知識から最新情報まで幅広く習得できるものとしており、いただいたご意見も参考としつつ、引き続き取り組んでまいります。 また、18ページ「消費者教育・啓発の担い手の育成や活動支援」に記載のとおり、消費生活サポーターが活動の場を広げられるよう支援してまいります。

No	該当箇所		意見の要旨	県の考え方
	章	項目等		
8	第4章 施策の展開	基本方針3 消費者の自立支援と持続可能な社会のための消費・生産活動の推進 (18~20ページ)	<p>重要な概念は「持続可能」である。ESG投資が重視されるのも、環境配慮、社会的価値、企業統治が不十分な企業は持続可能ではなく、従って投資対象とすべきではないという考え方が基本となっているからである。</p> <p>従って、商品や企業を選ぶ際には、目先の評価ではなく、サプライチェーン全体での持続可能性を重視すべきであるが、その様な考え方であれば当然記述されているべき項目が存在しない。</p> <p>気候危機（気候変動、温暖化）、人権（人権デューデリジェンス）、CSR、サプライチェーン、ディーセントワーク、ジェンダー平等、フェアトレード、有機農業、化学物質、遺伝子組み換え、認証マーク、パーム油、バーチャル・ウォーター、トレーサビリティ、（カーボン）フットプリント、製品ライフサイクル、電力会社</p> <p>特に有機農業は国連も重点を置き、政府も大幅に増やす方針である。電力会社を選ぶことは重要で、できればRE100、少なくとも石炭火力を使用していない電力会社を選ぶべきである。公共交通の利用促進は述べられているが自家用車の利用を減らすように求めているのは矛盾である。</p>	<p>いただいたご意見は、エシカル消費の促進に関する幅広い視点と考えますので、今後の議論・検討において参考とさせていただきます。</p>

いずれも担当部局は県民文化部